

あぶくま信用金庫は、
お客様・地域と共に未来へ歩んでまいります

中期経営計画、単年度事業計画

●中期経営計画

あぶくま『支援力の強化と 変革への挑戦』

3カ年計画

～課題解決による地域経済の
力強い回復を目指して～

期間 令和3年4月～令和6年3月

当金庫の中期経営計画は、最重要課題を「取引先の資金繰りを支え、事業継続を徹底的に支援し、地域経済の回復に努めること」とし、目指すべき姿を「お客様とのリレーションシップを追求し、地域に根ざした協同組織金融機関として、会員、お客様、そして地域が抱える課題の解決に尽力し、その幸せづくりと地域社会全体の成長に貢献する」こととしております。

●令和4年度（2022年度）事業計画

令和4年度の事業計画では、下記の重点施策を強力に推進し、役職員一丸となって地域経済の力強い回復に全力で取り組んでまいります。

重点施策

- ①お客様の様々な課題解決を通じた本業支援力の強化および安定した収益確保
- ②金融業務のデジタル化による営業力強化と業務の効率化
- ③若年層およびシニア層に対する取組みの強化
- ④将来へ向けた店舗戦略等の検討
- ⑤働き方改革の推進による「働きがい」の向上
- ⑥金融犯罪防止への取組み強化

特定震災特例経営強化計画

- 1.中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化
- 2.被災者への信用供与及び支援
- 3.被災地域における復興支援
- 4.その他地域経済の活性化

復旧・復興への取り組み

当金庫では、震災からの復旧・復興をはじめ、全国の信用金庫ネットワークを活かした交流人口の増加に取り組んでおります。これまでに、全国の信用金庫業界様からの視察受け入れや、震災の風化防止と風評被害払拭に向けて福島県の復興状況を発信してまいりました。今後も、被災地復興へ向けて役職員一同取り組んでまいります。

取り組み事例1 広島信用金庫様・たちばな信用金庫様との相互交流



平和祈念資料館で説明を受ける太田理事長
令和3年8月5日



復興を成し遂げた長崎の街並みを見ながら
説明を受ける太田理事長 令和3年8月9日

当金庫では広島県の広島信用金庫様・長崎県のたちばな信用金庫様と相互交流を行っております。その一環として、令和3年8月に広島県と長崎県を訪問し、原子爆弾投下から今日までの復興の歩みを伺いました。訪問を通して、改めて戦争の悲惨さを身にしみて感じるとともに、今回の視察で学んだことを福島県の復興・まちづくりに役立ててまいります。

取り組み事例2 震災遺構 浪江町立請戸小学校の整備に向けた寄附



令和3年10月24日、福島県内初の震災遺構 浪江町立請戸小学校が開館しました。当金庫では、震災の記憶を風化させないための取り組みの一環として、企業版ふるさと納税を活用し浪江町へ寄附を行いました。今後も、震災と原発事故の風化防止に取り組んでまいります。



地方創生への取り組み ~企業版ふるさと納税の活用~

当金庫では、地域密着総合連携協定を締結している市町村と地方創生に向けた取り組みの推進、ならびに SDGs の達成に向けて、企業版ふるさと納税を活用しております。

震災からの復旧・復興に資する事業への寄附



富岡町

寄附対象事業「新たなひとの流れをつくる事業」
将来的に移住へとつながる「交流・関係」人口の創出及び拡大に向け、富岡町の成り立ちと複合災害がもたらした地域の変化の伝承を目的とした震災伝承施設「とおおかアークアイブ・ミュージアム」の運営や環境づくりに活用されます。



浪江町

寄附対象事業「被災経験を生かしたみんなでつくるまち、みんなで支えるまち事業」
東日本大震災の教訓や地域の記憶・記録を後世に伝え、防災・減災につなげることを目的に、令和3年10月24日に開館した「震災遺構 浪江町立請戸小学校」の整備・維持などに活用されます。



広野町

寄附対象事業「広野町まち・ひと・しごと創生推進事業（防災事業）」
東日本大震災を経験した町として、町民が安全・安心して生活を送ることができる「災害に強い社会」の実現に向け、企業等と連携した防災に関する取り組みに活用されます。

子育て・教育に資する事業への寄附



相馬市

寄附対象事業「相馬市子育て・教育環境充実プロジェクト」
子どもオーケストラ&コーラスへの指導者派遣や音楽鑑賞教室の開催支援等を通じ、音楽活動を活用した魅力あるまちづくり、音楽を中心とした子どもの教育環境充実に活用されます。



檜葉町

寄附対象事業「地域力による子育て推進事業」
地域住民や地域団体と協力し、スポーツや文化活動、自然体験などの「ならはっ子ども教室」や、こども園による交流事業の実施などを通じて、檜葉ならではの子育て事業に活用されます。

まちづくりに資する事業への寄附



亶理町

寄附対象事業「わたり 新たなにぎわい創出プロジェクト」
JR常磐線亶理駅に隣接する悠里館、亶理駅を挟んだ西側・東側居住地域、観光拠点である荒浜地区等、さまざまな拠点を行き来する人の流れをつくるとともに、まちのにぎわい醸成等に活用されます。

災害時における支援協力に関する協定の締結



南相馬市との災害協定に関する報告式



防災テント



備蓄品

当金庫は南相馬市と「災害時における支援協力に関する協定」を締結し、令和4年3月28日に報告会を開催いたしました。地震や風水害などが発生し、南相馬市から要請があった場合には、当金庫本部・本店、東支店、小高支店の会議室を周辺住民の方の一時避難所として提供するほか、非常用発電機で発電した電力を携帯電話等の充電サービスに提供します。また、本部・本店に非常用発電機と移動式発電機、東支店と小高支店にはLPガス発電機を配備しております。上記店舗には、プライバシーに配慮したワンタッチ式のパーティション、寝袋、飲料水、フリーズドライご飯などの物資を備蓄し、被災者に対してさまざまな支援活動に協力してまいります。

SDGs への取り組み

福島県8信用金庫は、国連が掲げる持続可能な開発目標「SDGs」の目指す理念に賛同し、2020年4月『SDGs共同宣言』を公表しました。

福島県8金庫『SDGs共同宣言』

福島県内の8金庫は、SDGsの目指す理念に賛同し地域社会の一員として各金庫の経営理念および地域特性を踏まえながら、福島県の地域経済の持続的発展に向け連携して取り組むことを宣言します。



SDGs活動方針

地域経済

- 経営支援、創業支援、事業承継支援、ビジネスマッチ等への取組
- クラウドファンディング運営企業との連携による資金調達提供
- 中小企業者に対する融資商品「地域創生支援ローン」の取扱
- 信金中金と連携したキャッシュレス決済機能の推進
- 保証協会・信金中央金庫との連携による勉強会の実施

SDGs目標



地域社会

- 福島県しんぎんゼロネットサービスの取組
- 特殊詐欺被害防止への取組
- 高齢化社会に向けた各種相談会の実施と「後見支援預金」の取扱
- 「子供の安全・安心ふくしまネットワーク」への協力（警察との連携強化）
- 地公体・企業との包括連携協定の締結による取引先の成長と地域経済の活性化
- 子供たちの金融教育支援「マネースクール」の実施
- 子供の未来応援国民運動への参加（古本募金、職員募金活動の実施）



地域環境

- 地球温暖化防止対策推進のため「福島議定書」への参加
- 一斉クリーン作戦の共同実施
- クールビズ・ウォームビズの共同実施
- 災害用備蓄品の配備
- ペーパーレス化への取組



SDGs債への投資

〈令和3年度 SDGs債 投資実績〉 ソーシャルボンド 3件 額面3億円
 グリーンボンド 5件 額面5億円

〈投資事例（岩谷産業株式会社が発行する社債への投資）〉

岩谷産業株式会社様は、当金庫営業エリアの福島県浪江町で国と福島県が進める「福島新エネ社会構想」に参画し、太陽光で発電した電力を水素に変換して貯蔵し、地域で活用する実証に取り組んでいます。当金庫は、同社が進める水素エネルギー社会の実現に向けた取り組みに賛同し、グリーンボンドへの投資を決定いたしました。今後も、SDGs債への投資を継続的に実施することで、社会的役割を果たしてまいります。

コロナ禍での生活支援 南相馬市社会福祉協議会様へ非常食1,400食寄贈

当金庫では、大規模災害に備えて飲料水やフリーズドライご飯などの災害用物資を備蓄しております。

新型コロナウイルス感染症の拡大以降、コロナ禍での生活支援やフードバンク事業などに活用していただきたいとの思いから、令和3年11月8日、南相馬市社会福祉協議会様へ当金庫が備蓄していた非常食（フリーズドライご飯）1,400食を寄贈させていただきました。今後も、SDGsの理念のもと地域防災と地区住民の方の生活支援に継続して取り組んでまいります。





地域貢献の取り組み

取り組み事例1

災害発生時の減災に向けた
植樹活動



令和3年11月7日、浪江町請戸地内で行われた「第4回ふくしま植樹祭」に参加しました。

取り組み事例2

文化活動支援による
地域貢献



「歴史文化講演会 in 南相馬
～報徳の教え」への協賛

令和3年11月6日、二宮尊徳の教えにもとづき、荒廃した農村を立て直すために実践された政策「報徳仕法」を学び、まちづくりに生かそうと開催されました。

取り組み事例3

各種地域行事への積極的な参加



当金庫では毎年、国の重要無形民俗文化財に指定されている「相馬野馬追」に協賛しております。令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で規模を縮小しての開催となりましたが、地域の伝統の祭り継続に取り組んでおります。



令和3年10月30日・31日、福島ロボットテストフィールドで開かれた「第2回ロボテス縁日 ロボット・ドローン大集合」に出展いたしました。お金に関するクイズや1億円分の紙幣の重さ体験コーナーを設け、クイズの正解者には貯金箱をプレゼントしました。また同ブースでは、大垣西濃信用金庫様が活動を支援している岐阜県在住のクリエイター新井理玖様による「ことば絵プロジェクト」も行われました。

取り組み事例4

スポーツ振興による地域貢献



第5回あぶくま信用金庫杯パークゴルフ大会
令和3年7月6日 南相馬市パークゴルフ場



第1回あぶくま信用金庫杯争奪学童野球大会
令和4年3月26日・27日 南相馬市北新田野球場 他

業績ハイライト

預金・貸出金の状況

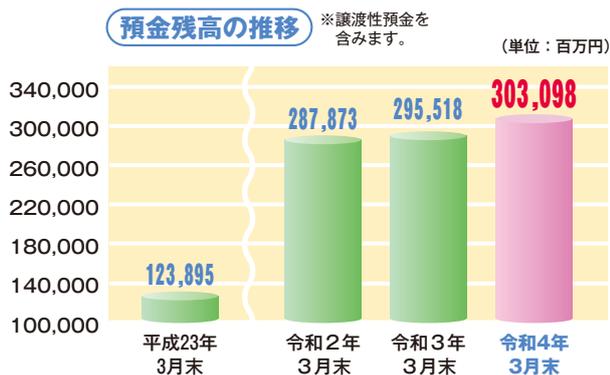
総預金 令和3年度 預金残高 **3,030億円**

法人預金の増加や公金預金に対して積極的に取り組んだ結果、対前年度比75億円増加し、過去最高の期末残高となりました。
また、総預金残高のうち個人預金が**64.6%**を占めております。

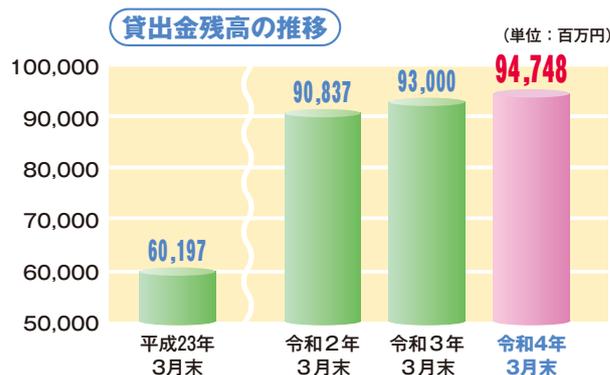
貸出金 令和3年度 貸出金残高 **947億円**

地域復興に向けたニーズに対し、企業への資金供給および、金融機関向け融資に応需した結果、対前年度比17億円増加いたしました。

預金残高の推移



貸出金残高の推移



損益の状況

令和3年度の業績は、おかげさまで当期純利益で、**7億9千2百万円**を計上することができました。

コア業務純益



経常利益



当期純利益



自己資本の状況

令和3年度の自己資本額は、利益の積上げにより

357億5千3百万円

となり、財務基盤は万全となっております。

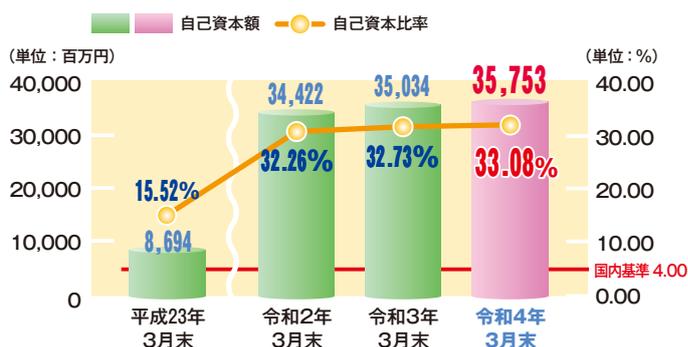
また自己資本比率は、国内基準である4%を大きく上回る

33.08%となっております。

自己資本比率について

自己資本比率は、金融機関にとって体質強化の面からも重視されています。一般的に自己資本比率が高いほど財務の健全性が高いと言えます。

自己資本額・自己資本比率の推移





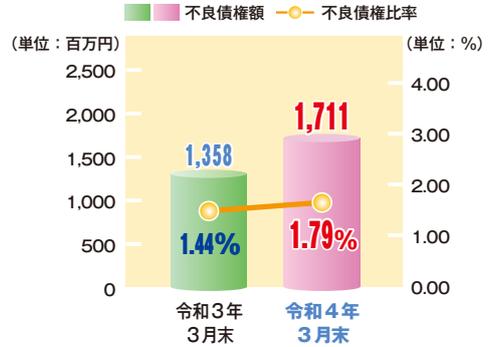
開示債権の状況についてのご報告です。

信用金庫法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位:百万円)

区 分	令和3年3月末	令和4年3月末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	423	324
危険債権	658	795
要管理債権	276	591
三月以上延滞債権	9	0
貸出条件緩和債権	266	590
小計 (A)	1,358	1,711
保全額 (B)	1,285	1,566
個別貸倒引当金 (C)	627	637
一般貸倒引当金 (D)	40	50
担保・保証等 (E)	617	877
保全率 (B) / (A) (%)	94.66%	91.50%
引当率 ((C)+(D)) / ((A)-(E)) (%)	90.22%	82.56%
正常債権 (F)	92,799	94,121
総与信残高 (A)+(F)	94,157	95,833

不良債権額及び不良債権比率の状況



経営改善支援

令和3年度経営改善支援先の取り組み実績

(単位:先数、%)

当金庫では、取引先企業の経営目標や経営課題の解決に向けて、外部専門機関とも連携し、各ステージに合わせたコンサルティング機能を発揮し、最適な提案を行うことにより支援を図っております。

債務者区分	期初	うち	aのうち	aのうち	aのうち	経営改善	ランク	経営改善
	債務者数							
	A	a	上昇した先	しなかった先	を策定した先	a/A	β/a	δ/a
			β	γ	δ			
正常先	703	2	—	1	2	0.2%	0.0%	100.0%
その他要注意先	241	18	—	17	13	7.4%	0.0%	72.2%
要管理先	8	2	—	1	2	25.0%	0.0%	100.0%
破綻懸念先	13	1	—	1	1	7.6%	0.0%	100.0%
実質破綻先	11	—	—	—	—	0.0%	—	—
破綻先	1	—	—	—	—	0.0%	—	—
合 計	977	23	—	20	18	2.3%	0.0%	78.2%

(注)みなし正常先については正常先の債務者数に計上しています。

経営者保証に関するガイドライン

経営者保証に関するガイドラインへの取り組み状況

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業継承時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客様からのお借入や保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するための態勢を整備しています。また、経営者保証の必要性については、お客様との丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

項 目	令和3年度
新規に無保証で融資した件数	66件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	13.52%
保証契約を解除した件数	4件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数(当金庫をメイン金融機関として実施したものに限る)	0件

お客様への支援活動

当金庫では、「地域密着型金融の取組みを強化し、地域経済の活性化に全力で取り組む」ことを基本方針とし、さまざまな視点から支援を行っております。

中小企業への支援

販路拡大支援

当金庫では、お取引先の販路開拓や新規仕入先発掘等を、全国の信用金庫ネットワークを活かし支援を行っております。

トレ食株式会社は、原発事故による風評被害が残る南相馬市で、ユニークな分解技術を活用した食品をつくり、発信したいとの思いから、2018年6月に当地で起業しました。

これまで廃棄や不用とされていた様々なものを、化学薬品などを使用せずに分子レベルまで分解する独自技術を組み合わせ、有用成分と個体セルロース等に分解抽出し、新たな「価値のあるもの」を取り出す「アップサイクル事業」を行っています。SDGsの「持続可能な生産消費形態を確保する」との目標に向け取り組んでいる企業であります。



ビジネスマッチングイベントにて、同社の「セルロース分解」技術を紹介



<https://syukulabo.jp/>

中小企業向け支援関連情報まとめサイトの創設

お取引先等の中小企業の皆様が、新型コロナウイルス感染症や自然災害によって被災した際に、その影響をできるだけ抑えられればと考え、支援情報のまとめサイトを創設いたしました。国や営業エリア内の自治体、その他関連する支援策などについての情報をホームページ上で随時更新してまいります。

<http://www.abukuma.co.jp/sien.html>



項目	内容	リンク
1	新型コロナウイルス感染症に関する支援情報	新型コロナウイルス感染症に関する支援情報
2	自然災害に関する支援情報	自然災害に関する支援情報
3	福島県に関する支援情報	福島県に関する支援情報
4	南相馬市に関する支援情報	南相馬市に関する支援情報
5	福島県立病院に関する支援情報	福島県立病院に関する支援情報
6	福島県立病院に関する支援情報	福島県立病院に関する支援情報
7	福島県立病院に関する支援情報	福島県立病院に関する支援情報
8	福島県立病院に関する支援情報	福島県立病院に関する支援情報
9	福島県立病院に関する支援情報	福島県立病院に関する支援情報
10	福島県立病院に関する支援情報	福島県立病院に関する支援情報

オンラインセミナーの開催

当金庫では、デジタル化が進展する中での新たな試みとして、リアルとオンラインを併用したセミナーを開催しております。

あぶしん金融セミナー



第1回 講師：財務省東北財務局 福島財務事務所 所長（当時） 山川 潤一氏



第2回 講師：日本銀行福島支店 支店長（当時） 植田 リサ氏

令和3年度 開催内容

- 第1回 令和3年 7月20日 「我が国経済・財政の現状と課題」
- 第2回 令和3年 8月20日 「日本経済と福島経済の現状と先行き」
- 第3回 令和3年 10月20日 「事業承継・M & Aを考える」
- 第4回 令和3年 11月19日 「新聞の読み方生かし方」
- 第5回 令和3年 12月16日 「尊徳はSDGsの原点」
- 第6回 令和4年 3月11日 「地域に求められるDX戦略推進の手法」

あぶしん資産運用セミナー



第1回 講師：三菱UFJモルガン・スタンレー証券 チーフ為替ストラテジスト（当時） 植野 大作氏



第2回 講師：みずほ証券 金融市場調査部 シニアクレジットアナリスト（当時） 石崎 晃士氏



令和3年度 主なトピックス

令和3年4月から令和4年3月までの、あぶくま信用金庫の主な活動をご紹介します。

令和3年	
4月1日	・女性職員制服廃止 ・WEB完結ローン取扱開始 ・「こどものみらい古本募金」回収ボックス設置(本店営業部・相馬支店・広野支店・東支店)
5月19日	・預金量3,000億円達成
6月16日	・第71期通常総代会の開催 ・福島県内信用金庫一斉クリーン作戦の実施
6月24日	・第24回信用金庫社会貢献賞「Face to Face賞」受賞
6月29日	・相馬野馬追執行委員会へ協賛金寄附
7月6日	・第5回あぶくま信用金庫杯パークゴルフ大会を開催
7月9日	・南相馬市と「災害時における支援協力に関する協定」締結
7月21日	・高校生職場見学受入
7月26日	・株式会社商工組合中央金庫と福島県内8信用金庫「事業再生・経営改善支援に関する業務協力契約」締結
8月2日	・ロボテス定期積金「飛躍」懸賞品 トイドローン当選者ドローン講習会開催
9月1日	・三井住友海上火災保険株式会社と福島県内8信用金庫「SDGsに関する包括連携協定」締結
9月15日	・日本政策金融公庫との協調融資商品 新型コロナウイルス対策ローン「一歩前へ」取扱開始

10月1日	・ビジネスカジュアルの導入
10月30日 ・31日	・「第2回ロボテス縁日 ロボット・ドローン大集合」への出展
10月30日 ～11月1日	・新井理玖氏「ことば絵」企画を大垣西濃信用金庫様と連携し活動を支援
11月6日	・歴史文化講演会 in 南相馬～報徳の教え 協賛
11月7日	・第4回ふくしま植樹祭への参加
11月8日	・南相馬市社会福祉協議会へ非常食1,400食 寄贈
11月24日	・あぶしんマネースクールの開催(南相馬市立原町第一小学校)

令和4年	
1月25日	・「イクボス宣言」を公表
3月5日	・いわき支店開設10周年
3月10日	・ビジネスマッチ東北2022春への参加
3月26日 ・27日	・第1回あぶくま信用金庫杯争奪 学童野球大会を開催
3月27日	・亘理支店開設10周年

オンラインセミナーの開催

若手経営者を始めとしたお客様の知識向上と当金庫職員の人材育成を目的に、皆様にご活躍の皆様をお招きしたセミナーを開催しました。

令和3年度開催実績

あぶしん金融セミナー 計6回

あぶしん資産運用セミナー 計2回



第6回あぶしん金融セミナー 令和4年3月11日
株式会社NTTデータ経営研究所 大野 博堂 氏
「地域に求められるDX戦略推進の手法」

企業版ふるさと納税を 活用した寄附

地域密着総合連携協定を締結している市町村と連携した取り組みの推進、ならびにSDGsの達成に向けて、企業版ふるさと納税を活用しております。

令和3年度実績

令和3年	7月9日	亘理町
	10月7日	檜葉町
	10月22日	浪江町
	10月27日	富岡町
令和4年	2月22日	相馬市
	3月1日	広野町

「福相双」の寄贈 令和4年2月

相双地方の魅力を紹介するガイドブック「福相双」を、相双地区7高校と各校の3年生全員に寄贈しました。

相馬高校・相馬東高校(当時)・新地高校(当時)・原町高校・相馬農業高校・小高産業技術高校・ふたば未来学園高校



お客様の利便性向上のために

あぶくま信用金庫では、皆様から愛される金融機関を目指し、毎年「お客様アンケート」を実施しております。令和3年度も、多くのお客様から貴重なご意見・ご要望を頂戴することができました。お客様の声を真摯に受け止め、より一層の金融サービス向上に向けて努力してまいりますので、今後ご支援・ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

お客様アンケートの調査結果について

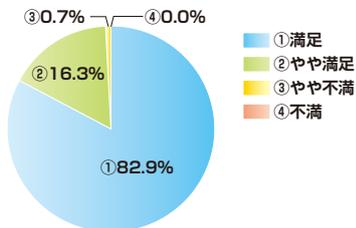
調査対象：窓口ご来店のお客様および渉外担当者による訪問先

調査方法：無記名による回収箱への投函および郵送での返信

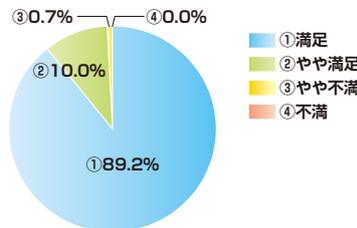
実施時期：令和4年1月～令和4年3月

回答数：410件

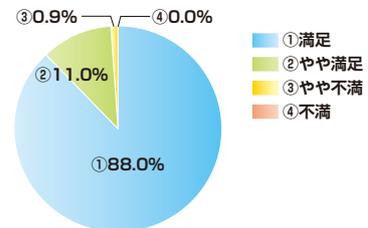
1. 当金庫の各種業務、サービス等の提供について、総合的な評価はいかがですか？



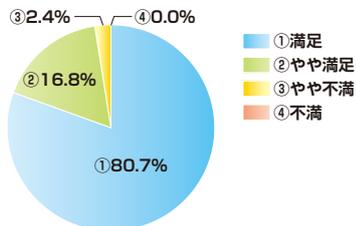
2. 窓口・渉外担当者は、明るい笑顔とめくもりのある挨拶で対応していますか？



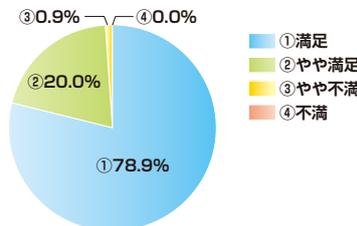
3. 当金庫職員は、ご相談・ご質問について誠意をもって対応をしていますか？



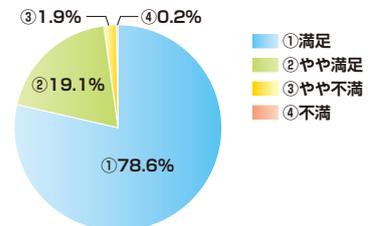
4. ご来店時の待ち時間はいかがですか？または、渉外担当者のご訪問の際の時間や約束事は守られていますか？



5. 商品内容等について、分かりやすく説明していますか？



6. ATMの機能や稼働時間はいかがですか？



※比率は切り捨てにて表示しております。合計が一致しない場合があります。

お客様からのご意見・ご要望

- 手数料が他の銀行より安く、利用させていただいております。
- ATMの文字案内が大きいのは大変良い。
- 金融機関は何となく緊張してしまったり、分からないことが多いので、窓口の方が笑顔でお話してくれると、とても救われます。

これまでの改善事例に対するお客様のご意見・これまでの取り組み事例

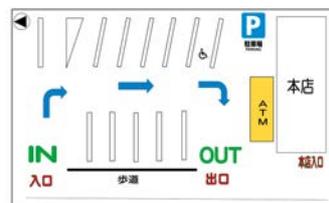
改善事例1 ローカウンターの設置



浪江支店(2017年撮影)

●座って待っていられて最後まで対応してくれるのも足の悪い人には有難い。(2019年お客様アンケートより)

改善事例2 駐車場の整備



●駐車場が狭いので苦労することがあります。(2019年お客様アンケートより)

➡2019年10月、本店営業部駐車場のレイアウト変更

頂戴したご意見・ご要望をもとに、お客様の利便性向上に努めてまいります。



災害発生時の対応(業務継続体制の整備)

当金庫では、地震などの自然災害やシステム障害など不測の事態に備え、BCP(事業継続計画)を策定するとともに、適宜見直しによる体制整備の強化に取り組んでおります。

ATM障害を想定した訓練の実施

当金庫は、令和4年2月21日、休日にATM障害が発生したとの想定で訓練を実施いたしました。各営業店の支店長をはじめ役職員41人が、ATMの状況確認や対策本部への報告に臨みました。休日を想定した訓練ということに重点を置き、店舗への到着予想時刻や到着の連絡、現場の写真を「しんきん direct」で対策本部に報告するなど一連の動きを確認しました。訓練終了後は初動対応と店長の役割を確認し、今後の改善策を洗い出しました。

あくまでも訓練がゴールではないという意識を持ち、今後もお客様への金融サービスの提供維持に努めてまいります。



「しんきん direct」のチャット機能を通じて、各ATMの稼働状況を確認

令和4年3月福島県沖地震発生時の対応

令和4年3月16日深夜、福島県沖を震源とした最大震度6強の地震が発生し、当金庫の営業地区では甚大な被害が発生しました。

当金庫では、夜間非常時の店舗建物等の現場確認者を定めていたことから、店舗や店舗外ATMコーナーの被害状況を迅速に把握することができました。また、地震発生

の前月にATM障害訓練を実施していたことから、各役職員が自主的に被害状況を把握し、被害の大きかった店舗の早急な復旧につながりました。

停電・断水の被害を受けた相馬支店においても、地震発生の翌日から通常通り営業を行い、お客様へも滞りなく金融サービスを提供することができました。

デジタル化への対応

あぶしん通帳アプリの機能追加

「あぶしん通帳アプリ」に新機能が追加になり、さらに使いやすくなりました。



あぶしん通帳アプリは、いつでもどこでも、**入出金明細や残高をスマホで確認できる**サービスです。

あぶしん通帳アプリの特徴

- 口座を最大5つまで登録できます
- 最長10年分の入出金明細が閲覧可能



- 保有資産の照会が可能に
- 総合口座担保定期預金の作成も可能(個人のお客様)



しんきん通帳 検索

令和4年
3月20日
追加機能

2 保有資産照会

お客様の各資産(預金・債券・投資信託・保険)の詳細情報が確認できます。

※投資信託、保険については、1営業日前の情報を表示します。

通帳レス定期預金

- 預金種類/ スーパー定期(元金継続)
- 預入金額/ 10万円以上1,000万円未満
- 対象者/ 個人または個人事業主
- 適用金利/ 預入時の店頭金利+年0.05%
- 預入期間/ 1年

自動継続後の利率は、継続日における店頭表示利率の+年0.05%を適用します。

移動相談会の取り組み

東日本大震災および福島第一原発事故により被災されているお客様からの各種ご相談・お問い合わせ等に対応するため業務推進部内に「お客様サポート室」を設置し、同室のメンバーを中心に移動相談会を開催しております。

開催場所	開始年月	受付時間	開催頻度	受付人員	業務内容
福島市 県営北沢又団地集会所	平成25年5月	10:00 ~ 12:00	週1回	2名	1. 相談業務 ・ 既往貸付の返済、条件変更、新規貸付 ・ 各種相談
二本松市 石倉団地集会所	平成25年5月	10:00 ~ 12:00	週1回	2名	2. 事務関連業務 ・ 預金の取次ぎ
郡山市 復興公営住宅東原団地 1号棟集会所	令和2年4月	10:30 ~ 12:30	週1回	2名	・ 通帳・カード等の再発行 ・ その他

人材育成・働き方改革

人材育成制度

お客様へ質の高い金融サービスが提供できるよう、各種研修や資格取得による職員の能力向上に努めております。

■ 新入職員研修

新入職員一人一人に指導員(先輩職員)を選任し、きめ細かな指導のもと信用金庫人としての育成を行っております。

■ 外部講師による研修

人材教育の一環として外部団体主催のWeb研修や外部講師を招いての集合研修を行っております。



■ メンター制度

新入職員(メンティ)の精神面のサポートおよびモチベーション・業務スキルの向上を図るため、メンター制度を導入しています。年齢の近い先輩が良き助言者・相談者(メンター)として新入職員の相談にのることで、業務への不安を取り除き、信用金庫人としての育成の一助となっております。

■ 資格取得の奨励

各種通信講座や資格試験の受験を奨励し、試験合格者には奨励金を支給して、スキルアップに対する支援を行っております。

〈当金庫職員の主な保有資格〉

- 中小企業診断士
- 証券アナリスト
- 宅地建物取引士
- 1級ファイナンシャル・プランニング技能士
- 2級ファイナンシャル・プランニング技能士

■ eラーニングによるサイバーセキュリティの知識取得

近年、不正なメールによるコンピューターウイルスの感染やランサムウェアなどの脅威が多岐に渡ることから、サイバーセキュリティの知識習得のため、全役職員によるeラーニング研修を実施しております。

ワークライフバランスの取り組み

当金庫は、職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい環境づくりに取り組んでおります。

- イクボス宣言の公表
- 健康増進(人間ドック・脳ドック検診の助成)
- ストレスチェック実施によるメンタルヘルスのケア

職員一人当たり
平均有給休暇取得日数
(2021年度)



19.82日

職員月平均
所定外労働時間
(2021年度)



1.19時間

職員平均勤続年数
(2022年3月末)



15年
10か月

職員平均年齢
(2022年3月末)



職員全体 38歳6か月
男性 42歳7か月
女性 32歳3か月

育児休業
取得者数・比率
(2021年度)



女性4名 取得率100%
男性3名 取得率100%

女性役席者数・
比率(主任以上)
(2022年3月末)



女性役席者 25名
比率 32.46%



主な事業の内容

業務の種類

1. 預金および定期積金の受入れ
2. 資金の貸付および手形の割引
3. 為替取引
4. 上記1.～3.の業務に付随する次に掲げる業務その他の業務
 - (1) 債務の保証または手形の引受け
 - (2) 有価証券((5)に規定する証書をもって表示される金銭債権に該当するものおよび短期社債等を除く。)の売買(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。)または有価証券関連デリバティブ取引(投資の目的をもってするものに限る。)
 - (3) 有価証券の貸付け
 - (4) 国債証券、地方債証券もしくは政府保証債券(以下「国債証券等」という。)の引受け(売出しの目的をもってするものを除く。)ならびに当該引受けに係る国債証券等の募集の取扱いおよびはね返り玉の買取り
 - (5) 金銭債権の取得または譲渡およびこれに付随する業務(除く商品投資受益権証書の取得・譲渡に係る付随業務)
 - (6) 短期社債等の取得または譲渡
 - (7) 次に掲げる者の業務の代理
 - 株式会社日本政策金融公庫
 - 独立行政法人住宅金融支援機構
 - 年金積立金管理運用独立行政法人
 - 独立行政法人勤労者退職金共済機構
 - 独立行政法人農林漁業信用基金
 - 漁業信用基金協会
 - 独立行政法人中小企業基盤整備機構
 - 一般社団法人しんきん保証基金
 - 日本銀行
 - 独立行政法人福祉医療機構
 - (8) 次に掲げる者の業務の代理または媒介(内閣総理大臣が定めるものに限る。)
 - イ. 金庫(信用金庫および信用金庫連合会)
 - (9) 信託会社または信託業務を営む金融機関の業務の媒介(内閣総理大臣が定めるものに限る。)
 - 信金中央金庫
 - (10) 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い
 - (11) 有価証券、貴金属その他の物品の保護預かり

- (12) 振替業
- (13) 両替
- (14) デリバティブ取引(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。)であって信用金庫法施行規則で定めるもの((5)に掲げる業務に該当するものを除く。)
- (15) 金融等デリバティブ取引((5)及び(13)に掲げる業務に該当するものを除く。)
5. 国債証券、地方債証券、政府保証債券その他の有価証券について金融商品取引法により信用金庫が営むことのできる業務

(上記4.により行う業務を除く。)
6. 法律により信用金庫が営むことのできる業務
 - (1) 保険業法(平成7年法律第105号)第275条第1項により行う保険募集
 - (2) 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)の定めるところにより、高齢者居住支援センターからの委託を受けて行う債務保証の申込の受付および保証債務履行時の事務等(債務の保証の決定及び求償権の管理回収業務を除く。)
 - (3) 電子記録債権法(平成19年法律第102号)第58条第2項の定めるところにより、電子債権記録機関の委託を受けて行う電子債権記録業に係る業務
 - (4) 確定拠出年金法(平成13年法律第88号)により行う業務



内部管理態勢

内部統制基本方針

経営方針に則り、業務の健全性・適切性を確保するための態勢整備に係る内部統制基本方針を定め、有効に機能させることで適切な経営管理（ガバナンス）態勢を構築してまいります。

業務の健全性・適切性を確保するための態勢

当金庫は、業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、事業活動に関わる法令等の遵守、資産保全の目的を達成するため、信用金庫法第 36 条第 5 項第 5 号及び同法施行規則第 23 条の

規程に基づき「内部統制基本方針」を定め、その態勢整備により「業務の健全性・適切性を確保」することとし、本方針に従って継続的に整備を進め、その実効性確保に努めてまいります。

内部統制基本方針

- ① 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ② 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ④ 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ⑤ 監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項
- ⑥ 前号の監事の職務を補助すべき職員の理事からの独立性及び当該職員に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ⑦ 理事及び職員が監事に報告をするための体制
- ⑧ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ⑨ 監事の職務の執行について生じる費用の前払い、または償還の手続き、その他の当該職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- ⑩ その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

コンプライアンス態勢

社会的責任と公共的使命を全うするための、全ての業務における共通の規範がコンプライアンスであると考え、役職員一人ひとりが高い倫理観を持って行動し、地域の皆様から信頼され支持されるよう努めております。

コンプライアンス(法令等遵守)への取り組み

当金庫は、地域金融機関としての社会的責任（CSR）と公共的使命を常に自覚し、金融取引における法令、ルール、社会的規範を遵守し、健全・堅実な業務運営に努めております。

また、当金庫が今後とも将来にわたり、地域の皆様から信頼され支持されていくためには、役職員一人ひとりが高い倫理感を持って行動しなければならないと認識しております。組織的遵守態勢としては、本部に統括部署を設置、さらには本部各部及び営業店に「コンプライアンス責任者」を配

置し、日常業務における法令等遵守のチェックならびに教育指導を実施しており、各部店内におけるコンプライアンスの周知徹底に努めております。さらに、公益通報者保護法施行に伴い、不正行為等の早期発見と是正を目的に内部通報制度に関する規程等を定め、コンプライアンス態勢を強化しております。

今後もより一層のコンプライアンスに基づく行動を徹底し、信頼され選ばれる金融機関として取り組んでまいります。

コンプライアンス・プログラム

コンプライアンスに係る諸規定の整備、職員のコンプライアンス研修計画等、コンプライアンスを実現させるための実践計画で単年度更新されます。

- ① 各種研修会等の機会を通じ、コンプライアンスの啓蒙に努めます。
- ② 臨店指導を実施し、法令等遵守状況等の検証をします。
- ③ 原則として毎月1回以上勉強会を実施し、認識の強化を図ります。
- ④ 本部関係部署と連携を密にし、年4回研修会を実施します。
- ⑤ コンプライアンス・オフィサー認定取得を推進します。
- ⑥ 苦情・クレーム等の発生要因を分析し、結果をフィードバックし、再発防止を図ります。
- ⑦ 年2回定期的に、コンプライアンス定期チェックを実施します。
- ⑧ リーガルチェックの徹底・強化を図ります。
- ⑨ 改正犯罪収益移転防止法の周知と遵守を図ります。
- ⑩ 外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)の周知と徹底を図ります。
- ⑪ マイナンバー制度の厳格な取扱いの周知徹底を図ります。
- ⑫ 優越的地位濫用防止の周知を図ります。
- ⑬ 利益相反取引の周知を図ります。
- ⑭ 「コンプライアンス 6 カ条誓約」カード・「交通事故を起こしたら」カードを携帯し、遵法精神の涵養を図ります。
- ⑮ コンプライアンス・マニュアルを、法規制の新設、変更がなされたことから全面見直しを行います。

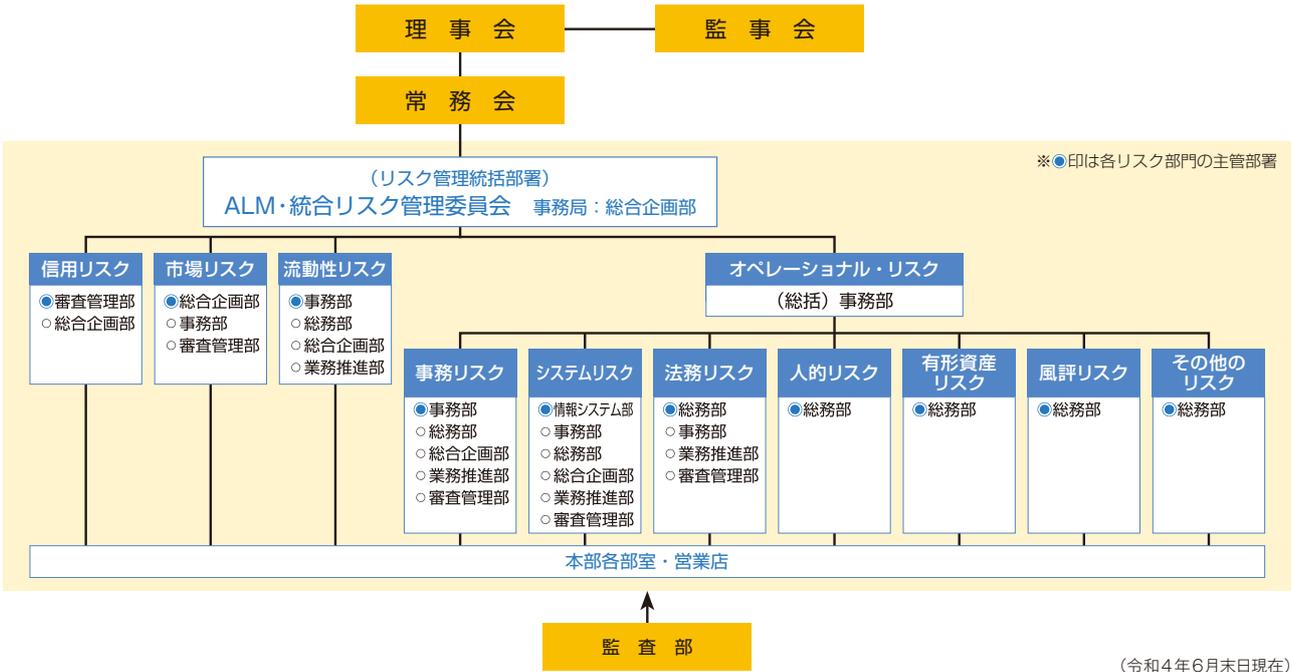


リスク管理態勢

金融の自由化、国際化の進展や規制緩和による金融技術の発展など環境の変化によって、金融機関の業務はますます多様化、複雑化しており、直面するリスクは量的にも質的にも大きく変容しています。こうしたなか、当金庫では、リスク管理を最重要課題と位置づけ、規程、要領の整備を

強化するとともに、様々なリスクに対して的確に対応できる管理態勢の構築を図るため統一的リスク管理統括部署として、ALM・統合リスク管理委員会を設置し、経営の健全性の維持向上に努めております。

■ リスク管理体制組織図



■ 対象とするリスク

リスクカテゴリー	リスクの説明
信用リスク	信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む）の価値が減少ないし消滅し、当金庫が損失を被るリスクをいいます。
市場リスク	市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む）の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクをいいます。 ●金利リスク 金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利または期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスク。 ●価格変動リスク 有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスク。 ●為替リスク 外国為替相場の変動によって、外貨建資産の円換算での資産価値が変動するリスク。
流動性リスク	流動性リスクとは、市場流動性リスクと資金繰りリスクをいいます。 ●市場流動性リスク 市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクをいいます。 ●資金繰りリスク 当金庫の財務内容の悪化等により必要な資金が確保できなくなり、資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクをいいます。
オペレーショナルリスク	オペレーショナルリスクとは、信用リスク、市場リスク及び流動性リスクに分類されない他の全てのリスクとし、様々な人為的または技術的エラーによって生じる損失を被るリスクをいいます。 ●事務リスク 従業員が正確な事務を怠る、あるいは、事故・不正等を起こすことにより当金庫が損失を被るリスクをいいます。 ●システムリスク コンピュータシステムの障害または誤作動、システムの不備、不正利用等により当金庫が損失を被るリスクをいいます。 ●法務リスク 当金庫の経営や顧客との取引等において、法令や庫内規程等に違反する行為ならびにその恐れのある行為が発生することにより、当金庫の信用失墜や法的責任追及を招き損失を被るリスクをいいます。 ●人的リスク 人事運営上の不公平・不公正（報酬・手当・解雇等の問題）・差別的行為（セクシュアルハラスメント等）から生じる損失・損害を被るリスクをいいます。 ●有形資産リスク 地震、火災、風水害（台風・大雨・土砂崩れ・洪水）等による災害が発生した場合に、当金庫が保有する建物、設備、什器・備品などの有形資産が、損害・損失を被るリスクをいいます。 ●風評リスク 当金庫の資産の健全性や収益力、自己資本などのリスク耐久力、規模、成長性、利便性など当金庫の評判を形成する内容が劣化し、顧客から見て当金庫への安心度、親密度が損なわれることにより生じた風評や、従業員自らの行為や第三者の行為により生じた風評の流布等によって、損失を被るリスクをいいます。 ●その他のリスク 上記区分に含まれない様々なリスク、例えば犯罪等の偶発的に発生する事故・事件等をいいます。

地域とともに
コーポレートデータ
業績のご報告（資料編）
営業のご案内

統合的リスク管理

当金庫では、把握可能なリスクの計量化に努め、その合計である統合リスク量が経営体力以内に収まるようリスクをコントロールすることで健全性を確保すること、及び配分されたリスク資本と結果としてのリターンを対比し、資本の効率的活用や収益性の向上を図ることを目的として、統合

的なリスク管理を行っております。

計測手法は、信用リスク及び市場リスクは VaR (バリューアット・リスク)、オペレーショナルリスクは基礎的手法を採用しております。

金融犯罪防止への取り組み

近年、預金口座を不正に利用する「振り込め詐欺」等や、偽造・盗難キャッシュカード、インターネットバンキングによる預金等の不正な払戻し等が社会問題となっております。こうした問題に対し、当金庫では、お客様に安心してご

利用いただけるよう、各種対策を講じ、セキュリティの向上に努めるとともに、お客様の立場に立った対応を一層強化してまいります。

「振り込め詐欺」等による口座不正利用への対応

- 預金口座開設時に、お客様のご本人確認を徹底しております。
- ATM 等で行われた取引について、不正取引のモニタリングを行っております。
- 万が一、預金口座の動き等が「疑わしい取引」と判断した場合は、迅速に監督官庁へ届け出ております。
- 警察、行政当局、ヤミ金融等被害者対策会議等に対し、積極的に協力のうえ、対応しております。
- 普通預金規程に基づき、偽名口座、借名口座、口座の譲渡が明らかになった場合、また、預金口座が法令や公序良俗に反する行為に利用され、もしくはその恐れがあると認められた場合等には、預金取引停止または口座解約を迅速かつ適切に実施しております。
- 携帯電話が還付金詐欺等に利用される事例が多発していることを受け、ATM コーナーでの携帯電話利用を制限させていただいております。

キャッシュカード、ATM等のセキュリティ対応

- キャッシュカードの磁気ストライプ上の暗証番号をクリア
- 窓口及び ATM でのキャッシュカードの暗証番号変更受付
- 偽造キャッシュカードの被害に遭われた方に真摯な対応と説明を行う体制の構築
- 日常のキャッシュカード管理の厳格化等について、ポスター、ホームページ等による啓発
- 1日あたりの ATM による引出限度額を 50 万円に一律引き下げ (IC キャッシュカードは 100 万円)
- キャッシュカードの暗証番号登録・変更時に「推測されやすい番号」を注意喚起するシステムの導入
- キャッシュカード偽造防止のための IC キャッシュカードの導入
- ATM による「異常な取引」をチェックする体制の構築
- ATM に覗き見防止フィルムの貼付け
- ATM に暗証番号入力時、テンキーナンバーのシャッフル化
- 後方確認ミラーの設置
- 詐欺被害防止のためキャッシュカードによる ATM 振込および現金出金の一部利用制限 (65 歳以上で過去 3 年以上キャッシュカードによる ATM 振込および ATM での現金出金の利用がない口座)

お知らせ

詐欺被害を防止するためキャッシュカードによる ATM 振込および ATM での現金出金の一部利用の制限を変更させていただきます。

福島県内の8信用金庫は、キャッシュカードを騙し取る「カード詐欺」や「還付金詐欺」等が急増していることから「詐欺被害」を防止するため、これまでの70歳以上の対象者を65歳以上に引下げさせていただきます。
これは、お客様の大切なご預金をお守りするために実施するものであり、ご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解いただけますようお願い申し上げます。

対象のお客さま	65歳以上のお客さまで過去3年以上、キャッシュカードによる ATM 振込および ATM での現金出金のご利用がない口座をお持ちのお客さまは、ご利用を停止させていただきます。
変更日	令和4年4月20日(水)より
その他	対象口座をお持ちのお客さまがご利用を希望される場合は、営業時間内に窓口にお申し付けください。 本人確認のうえご利用が可能となります。



マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策

国際的な要請であり、金融機関等にとって喫緊の課題となっているマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策について、経営陣の主導的な関与のもと、適切なリスク管理

態勢を構築するとともに、リスクベース・アプローチに基づくリスク低減措置を講じ、健全な金融システムを維持することに努めております。

お客様からの苦情・紛争等への対応

当金庫は、お客様からの苦情等のお申し出に迅速・公平かつ適切に対応するため、以下のとおり金融 ADR 制度も踏まえ、内部管理態勢等を整備して苦情等の解決を図り、もって当金庫に対するお客様の信頼性の向上に努めております。

苦情処理の措置

当金庫は、お客様からの苦情のお申し出に公正かつ適切に対応するため、業務運営体制・内部規則を整備しております。苦情等は、営業店または次の担当部署へお申し出ください。

あぶくま信用金庫 総務部

〒 975-0003 福島県南相馬市原町区栄町二丁目 4 番地
TEL (0244) 23-5132 FAX (0244) 24-1601

受付時間 当金庫営業日 9:00 ~ 17:00

受付媒体 電話、手紙、面談

全国しんきん相談所（一般社団法人全国信用金庫協会）

〒 103-0028 東京都中央区八重洲 1-3-7
TEL (03) 3517-5825

受付時間 信用金庫営業日 9:00 ~ 17:00

受付媒体 電話、手紙、面談

紛争解決の措置

東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（東京三弁護士会）が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、当金庫総務部または全国しんきん相談所へお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。

東京三弁護士会

東京弁護士会紛争解決センター

〒 100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3
TEL (03) 3581-0031

受付日 月～金（祝日、年末年始除く）

受付時間 9:30～12:00、13:00～16:00

第一東京弁護士会仲裁センター

〒 100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3
TEL (03) 3595-8588

受付日 月～金（祝日、年末年始除く）

受付時間 10:00～12:00、13:00～16:00

第二東京弁護士会仲裁センター

〒 100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3
TEL (03) 3581-2249

受付日 月～金（祝日、年末年始除く）

受付時間 9:30～12:00、13:00～17:00

各種方針・指針等

法令等遵守方針

当金庫は、地域金融機関として高い公共性と地域社会の発展に貢献するという重大な社会的責任（CSR）と使命を十分に認識し、地域社会から信頼される金庫経営を確立するため、「法令等遵守態勢」の確立を経営方針の柱の一つとして経営課題に掲げ、法令等遵守を重視した企業風土の醸成に努め、新たな法令や諸規則にも適切な対応を図るために、以下のような遵守方針を掲げ態勢強化に努めることとします。

1 法令等遵守に係る方針

1. 公共的使命・社会的責任の遂行

金融機関に求められる公共的使命と社会的責任を十分に認識し、自己責任に基づく健全かつ適切な業務運営を通じて、社会から揺るぎない信用・信頼の確立を図る。

2. 法令やルールの厳格な遵守

あらゆる法令やルールを厳格に遵守するとともに、常に確固たる倫理観と正義感に基づいた誠実かつ公正な業務運営を図る。

3. 法令に準拠した規程等の整備と正確な事務処理

信用金庫法に掲げられた使命を遂行することにより社会的責任を全うし、地域社会に信頼される金融機関たるべく法令に準拠した事務取扱規程等を整備し、更にリスクに強い態勢を整えることによって正確な事務運営を図る。

4. 反社会的勢力の排除

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、確固たる信念をもってこれを排除する。

5. 不正行為の早期発見と是正

コンプライアンス違反行為の通報及び公益通報者保護法に基づく職員等からの組織的または個人的な法令違反行為等に関する相談・通報へ適切に対処するとともに、不正行為等の早期発見と是正を図る。

個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)

当金庫は、お客さまからの信頼を第一と考え、お客さまの個人情報および個人番号（以下「個人情報等」といいます。）の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年 5 月 31 日法律第 27 号）および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報等の機密性・正確性の確保に努めます。

1. 個人情報とは

本プライバシーポリシーにおける「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって「住所・氏名・電話番号・生年月日」等、特定の個人を識別することができる情報（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含みます。）、または「個人識別符号」が含まれる情報をいいます。

なお、個人識別符号とは、以下のいずれかに該当するもので、政令等で個別に指定されたものをいいます。

- (1) 身体の一部の特徴をコンピュータ処理できるよう変換したデータ
〈例〉顔・静脈・声紋・指紋認証用データ等
- (2) 国・地方公共団体等により利用者等に割り振られる公的な番号
〈例〉運転免許証番号、パスポート番号、個人番号（マイナンバー）等

2. 個人情報等の取得・利用について

(1) 個人情報等の取得

- ・当金庫は、あらかじめ利用の目的を明確にして個人情報等の取得をするとともに、偽りその他不正の手段により個人情報等を取得することはありません。また、金庫業務の適切な業務運営の必要から、お客さまの住所・氏名・電話番号、性別、生年月日などの個人情報の取得に加えて、融資のお申込の際には、資産、年収、勤務先、勤続年数、ご家族情報、金融機関でのお借入れ状況など、金融商品をお勧めする際には、投資に関する知識、ご経験、資産状況、年収などを確認させていただくことがあります。
- ・お客さまの個人情報は、①預金口座のご新規申込書等、お客さまにご記入・ご提出いただく書類等に記載されている事項、②営業店窓口係や得意先係等が口頭でお客さまから取得した事項、③当金庫ホームページ等の「お問い合わせ」等の入力事項、④各地手形交換所等の共同利用者や個人信用情報機関等の第三者から提供される事項、⑤その他一般に公開されている情報等から取得しています。

(2) 個人情報等の利用目的

- ・当金庫は、次の業務において、次の利用目的のために個人情報等を利用し、それ以外の目的には利用しません。個人番号については、法令等で定められた範囲内でのみ利用します。また、お客さまにとって利用目的が明確になるよう具体的に定めるとともに、取得の場面に応じ、利用目的を限定するよう努めます。
- ・お客さま本人の同意がある場合、もしくは法令等により開示・提供が求められた場合を除いて、個人情報を第三者に開示・提供することはありません。

A. 個人情報（個人番号を含む場合を除きます）の利用目的（業務内容）

- ① 預金業務、為替業務、両替業務、融資業務、外国為替業務およびこれらに付随する業務
 - ② 公共債・投信販売業務、保険販売業務、金融商品仲介業務、信託業務、社債業務等、法令により信用金庫が営むことができる業務およびこれらに付随する業務
 - ③ その他信用金庫が営むことができる業務およびこれらに付随する業務（今後取扱いが認められる業務を含む）
- （利用目的）
- ① 各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため
 - ② 法令等に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
 - ③ 預金取引や融資取引等における期日管理、継続的なお取引における管理のため
 - ④ 融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため

- ⑤ 適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
- ⑥ 与信事業に際して当金庫が加盟する個人信用情報機関に個人情報を提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
- ⑦ 金融商品取引法に基づく有価証券・金融商品の勧誘・販売、サービスの案内を行うため
- ⑧ お客さまに対し、取引結果、預かり残高などの報告を行うため
- ⑨ 他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- ⑩ お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- ⑪ 市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
- ⑫ ダイレクトメールの送付等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
- ⑬ 提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
- ⑭ 各種お取引の解約・終了やお取引解約・終了後の事後管理のため
- ⑮ その他、お客さまのお取引を適切かつ円滑に履行するため（法令等による利用目的の限定）
- ⑯ 信用金庫法施行規則第 110 条により、個人信用情報機関から提供を受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供いたしません。
- ⑰ 信用金庫法施行規則第 111 条により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営その他の必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

(3) ダイレクト・マーケティングの中止

当金庫は、ダイレクトメールの送付や電話等での勧誘等のダイレクト・マーケティングで個人情報を利用することについて、お客さまから中止のお申出があった場合は、当該目的での個人情報の利用を中止いたします。中止を希望されるお客さまは、お取引店までお申出下さい。

3. 個人情報等の正確性の確保について

当金庫は、お客さまの個人情報等について、利用目的の達成のために個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めます。

4. 個人情報等の利用目的の通知・開示・訂正および利用停止等について

- ・お客さま本人から、当金庫が保有している情報について、当金庫所定の用紙により開示等のご請求（第三者提供記録の開示も含みます。）があった場合には、請求者をご本人であること等を確認させていただいたうえで、遅滞なくお答えします。
- ・お客さま本人から、当金庫が保有する個人情報等の内容が事実でないという理由によって当該個人情報等の訂正、追加、削除のご要望があった場合には、遅滞なく必要な調査を行ったうえで、個人情報等の訂正等を行います。なお、調査の結果、訂正等を行わない場合には、その根拠をご説明させていただきます。
- ・お客さま本人から、法令の定めるところにより、当金庫が保有する個人情報等の利用停止または消去のご要望があった場合には、遅滞なく必要な調査を行ったうえで利用停止または消去を行います。なお、調査の結果、利用停止または消去を行わない場合には、その根拠をご説明させていただきます。
- ・お客さまからの個人情報等の利用目的の通知並びに個人情報等の開示及び第三者提供記録の開示のご請求については、所定の手数料をお支払いいただきます。
- ・以上のとおり、お客さまに関する情報の開示・訂正等、利用停止等が必要な場合は、お取引店までお申出下さい。必要な手続についてご案内させていただきます。

5. 個人情報等の安全管理について

当金庫は、お客さまの個人情報等の漏えい、滅失、または毀損の防止その他の個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講じます。

当金庫における個人データの安全管理措置に関しては、当金庫の内部規程等において定めておりますが、主な内容は以下のとおりです。

- (1) 個人データの適正な取扱いの確保のため、関係法令・ガイドライン等を遵守するとともに、個人データの取扱いに関するご質問・相談および苦情を受け付けています。
- (2) 取得、利用、保管、移送、消去・廃棄等の段階ごとに、取扱方法、責任者・取扱者およびその任務等について定めています。
- (3) 個人データの取扱いに関する責任者を設置するとともに、個人データを取り扱う職員および当該職員が取り扱う個人データの範囲を明確化し、法令等や内部規程等に違反している事実またはそのおそれ把握した場合の報告連絡体制を整備しています。また、個人データの取扱状況について、定期的な自己点検を実施するとともに、内部監査部門による監査を実施しています。
- (4) 個人データの取扱いに関する留意事項について、職員に定期的な研修を実施しています。
- (5) 個人データを取り扱う区域において、職員の入退室管理および持ち込み機器等の制限を行うとともに、権限を有しない者による個人データの閲覧を防止する措置を実施しています。また、個人データを取り扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するための措置を講じるとともに、当該機器、電子媒体等から容易に個人データが判明しないよう措置を実施しています。
- (6) アクセス制御を実施して、取扱者および取り扱う個人情報データベース等の範囲を限定しています。また、個人データを取り扱う情報システムを外部からの不正アクセスまたは不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入しています。



(リンクについて)

当金庫のウェブサイトには、外部サイトへのリンクがあります。リンク先のウェブサイトは当金庫が運営するものではありませんので、お客様の個人情報等の保護についての責任はリンク先にあります。

6. 委託について

当金庫は、例えば、次のような場合に、個人データの取扱いの委託を行っています。また、委託に際しましては、お客さまの個人情報等の安全管理が図られるよう委託先を適切に監督いたします。

- ・キャッシュカード発行・発送に関わる事務
- ・定期預金の期日案内等の作成・発送に関わる事務
- ・ダイレクトメールの発送に関わる事務
- ・情報システムの運用・保守に関わる業務

7. 個人データの第三者提供について

当金庫は、お客さまから同意を得て、個人データの第三者提供を行う場合には、あらかじめ、提供先の第三者、当該第三者における利用目的、提供する個人データの項目等をお示し、原則として書面(電磁的記録を含みます)にて同意をいただくこととします。

また、その提供先が外国にある第三者の場合には、上記取扱いに加え、法令等の定めるところにより、あらかじめ、①提供する第三者が所在する外国の名称、②当該外国の個人情報の保護に関する制度に関する情報、③提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報等について情報提供いたします。

※同意の確認をする時点で、提供先の第三者が所在する外国が特定できない場合には、特定できない旨及びその具体的な理由等について、また、提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置について情報提供できない場合には、情報提供できない旨及びその理由等について情報提供します。この場合、事後的に提供先の第三者が所在する外国を特定できた場合には上記①・②の事項について、事後的に提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置等についての情報提供が可能となった場合には上記③の事項について、お客さまのご依頼に応じて情報提供いたしますのでお申し出ください(ただし、当金庫の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合等を除きます)。

8. 個人情報保護に関する質問・苦情・異議の申し立てについて

当金庫は、個人情報等の取扱いに係るお客さまからの苦情処理に適切に取組みます。

なお、当金庫の個人情報等の取扱いに関するご質問・苦情の申し立てにつきましては、お取引店または下記までご連絡下さい。

お問い合わせ先 総務部 TEL (0244) 23-5132

金融業務における個人番号及び特定個人情報の適正な取扱いに関する基本方針

当金庫は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「法」といいます。)等に基づき、次のとおり、お客様の個人番号及び個人番号をその内容に含む個人情報(以下「特定個人情報」といいます。)の取扱いに関する基本方針を定め、公表します。

1. 関係法令・ガイドライン等の遵守

当金庫は、お客様の特定個人情報等を取り扱うにあたり、法及び「個人情報の保護に関する法律」をはじめとする関係法令・ガイドライン等、当金庫が、策定し別途公表している個人情報保護宣言、当金庫の諸規程を遵守します。

2. 個人番号の利用目的

①当金庫は、お客様の個人番号を取得するにあたり、その利用目的を通知、公表または明示するとともに、その利用目的の達成に必要な範囲内においてこれを取扱いします。個人番号について、法で認められている利用目的以外では利用しません。

②当金庫の個人番号の利用目的について、以下にて公表します。

- ・当金庫ホームページ
- ・当金庫営業店に備え付けのパンフレット

3. 安全管理措置

当金庫は、お客様の特定個人情報等について、漏洩、滅失または毀損の防止等、その管理のために必要かつ適切な安全管理措置を講じます。また、特定個人情報等を取り扱う従業者や委託先(再委託先等を含みます。)に対して、必要かつ適切な監督を行います。

4. 継続的改善

当金庫は、お客様の特定個人情報等の取扱い等について継続的な改善に努めます。

5. 照会・苦情等へのご対応

当金庫の特定個人情報等に関する照会や苦情につきましては、下記の窓口にお問い合わせください。

お問い合わせ先 事務部事務管理課 TEL (0244) 23-5132

利益相反管理方針

当金庫は、信用金庫法及び金融商品取引法等を踏まえ、お客さまとの取引にあたり、本方針及び当金庫が定める庫内規程に基づき、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理(以下「利益相反管理」といいます。)し、もってお客様の利益を保護するとともに、お客様からの信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。

1. 当金庫は、当金庫がお客さまと行う取引を対象として利益相反管理を行います。
2. 当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
 - (1)次に掲げる取引のうち、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引
 - ①当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと行う取引
 - ②当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと対立または競合する相手と行う取引
 - ③当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまから得た情報を不当に利用して行う取引
 - (2)①から③のほかお客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
3. 当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより管理します。
 - ①対象取引を行う部門とお客さまとの取引を行う部門を分離する方法
 - ②対象取引またはお客さまとの取引の条件または方法を変更する方法
 - ③対象取引またはお客さまとの取引を中止する方法

④対象取引に伴い、お客様の利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客様に適切に開示する方法

4. 当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置及び責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理を一元的に行います。また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令及び庫内規程等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修を行います。
5. 当金庫は、利益相反管理態勢の適切性及び有効性について定期的に検証します。

金融商品に係る勧誘方針

当金庫は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

1. 当金庫は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただけます。その際、当金庫は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項説明について説明をいたします。
3. 当金庫は、誠実・公平な勧誘を心掛け、お客様に対し、事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

保険募集指針

当金庫は、以下の「保険募集指針」に基づき、適正な保険募集に努めてまいります。

- 当金庫は、保険業法をはじめとする関係法令等を遵守いたします。万一、法令等に反する行為によりお客様に損害を与えてしまった場合には、募集代理店として販売責任を負います。
 - 当金庫は、お客様に引受保険会社名をお知らせするとともに、保険契約を引受け、保険金等をお支払いするのは保険会社であること、その他引受保険会社が破たんした場合等の保険契約に係るリスクについて適切な説明を行います。
 - 当金庫は、取扱い保険商品の中からお客様が適切に商品をお選びいただけるように情報を提供いたします。
 - 当金庫は、取扱商品から募集人が予め定めた推奨基準・理由に基づき選択した商品をご提案する場合は、その基準・理由を適切にご説明いたします。
 - 当金庫の取扱商品のうち、「個人年金保険※・一時払終身保険※・住宅関連の長期火災保険・債務返済支援保険・積立傷害保険(年金払を含む)」を除く保険商品につきましては、法令等により以下のとおりご加入いただけるお客様の範囲や保険金額等に制限が課せられています。(※の保険商品は、個人契約の場合のみ(以下同じ))
- (1)保険契約者・被保険者になる方が下記のいずれかに該当する場合には、当金庫の会員の方を除き、制限の課せられている保険商品をお取扱できません。

- ①当金庫から事業性資金の融資を受けている法人、その代表者・個人事業主の方(以下、総称して「融資先法人等」といいます。)
- ②従業員数が20名以下の「融資先法人等」の従業員・役員の方

(2)「上記(1)に該当する当金庫の会員の方」「従業員数が21名以上の融資先法人等の従業員・役員の方」が保険契約者となる「個人年金保険・一時払終身保険を除く生命保険商品・傷害保険を除く第三分野の保険商品(医療保険等)」の契約につきましては、保険契約者一人あたりの通算保険金額その他の給付金合計額(以下「保険金額等」といいます。)を次の金額以下に限定させていただきます。

- ・生存または死亡に関する保険金額等：1,000万円
 - ・疾病診断、要介護、入院、手術等に関する保険金額等
- ①診断等給付金(一時金形式)：1保険事故につき100万円
 - ②診断等給付金(年金形式)：月額換算5万円
 - ③疾病入院給付金：日額5千円【特定の疾病に限られる保険は1万円】※合計1万円
 - ④疾病手術等給付金：1保険事故につき20万円【特定の疾病に限られる保険は40万円】※合計40万円
- 当金庫は、ご契約いただいた保険契約の内容や各種手続き方法に関するご照会、お客様からの苦情・ご相談等の契約締結後の業務にも適切に対応いたします。なお、ご相談内容によりましては、引受保険会社所定の連絡窓口へご案内、または保険会社と連携してご対応させていただく場合がございます。
- 当金庫は、保険募集時の面談内容を記録し、保険期間が終了するまで適切に管理いたします。また、お客様から寄せられた苦情・ご相談等の内容は記録し、適切に管理いたします。

反社会的勢力に対する基本方針

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面からの法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

総代会制度について

総代会は、重要事項を決議する最高意思決定機関です。会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されております。

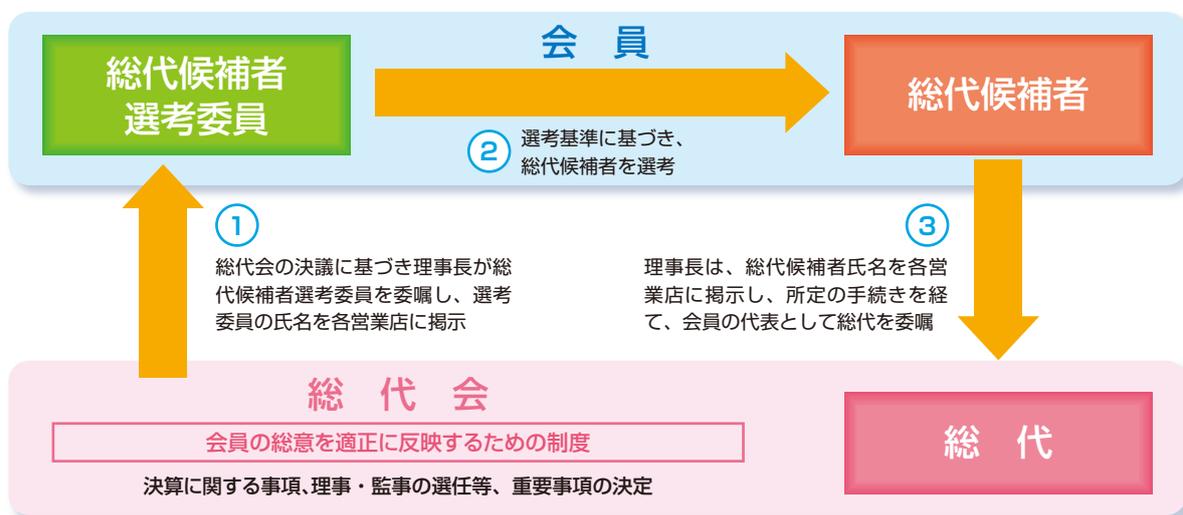
信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することになります。しかし、当金庫では、会員数が大変多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選

任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

また、当金庫では、総代会に限定することなく、日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。



総代とその選任方法

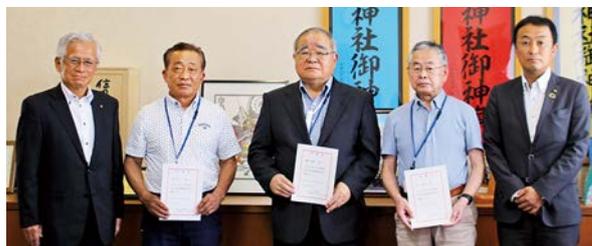
1. 総代の任期・定数

- 総代の任期は3年です。
 - 総代は、その就任時点で満74歳を超えていない者です。
 - 総代の定数は70人以上100人以内で、会員数に応じて各選任区域ごとに定められております。
- なお、令和4年6月末日現在の総代数は100人、令和4年3月31日現在の会員数は11,016人です。

2. 総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。そこで総代の選考は、総代候補者選考基準^(注1)に基づき、次の3つの手続きを経て選任されます。

- ① 会員の中から総代候補者選考委員を選任する。^(注2)
- ② その総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
- ③ その総代候補者を会員が信任する。
(異議があれば申し立てる)



第1区(南相馬地区)総代候補者選考委員 委嘱状交付 令和4年7月1日

(注1) 総代候補者の選考基準

1. 総代候補者は当金庫の会員でなければならない。
2. 総代候補者の選考基準は次のとおりとする。
 - ① 総代としてふさわしい見識を有している者
 - ② 良識を持って正しい判断ができる者
 - ③ 人格に優れ、金庫の理念・使命を十分理解している者
 - ④ その他選考委員が適格と認めた者

(注2) 選考委員の選考基準

1. 総代候補者選考委員は、当金庫の会員でなければならない。
2. 総代候補者選考委員の選考基準は次のとおりとする。
 - ① 地域における信望が厚く、信用金庫の使命を十分理解している者
 - ② 地域の事情に明るく、人格、識見ともに優れている者
 - ③ その他他金庫が適格と認めた者



総代会の決議事項

総代会

令和4年6月16日、第72期通常総代会を開催し、次の事項について報告ならびに付議され、それぞれ原案のとおり承認されました。



●報告事項

(1)第72期(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)業務報告、貸借対照表および損益計算書の内容報告の件

●決議事項

- 第1号議案 剰余金処分案承認の件
- 第2号議案 定款第15条に基づく会員の法定脱退の件
- 第3号議案 理事1名選任の件
- 第4号議案 退任理事に対する退職慰労金贈呈の件
- 第5号議案 総代候補者選考委員選任の件

総代の氏名等

(令和4年6月30日現在)

区	総代数	区域別の構成比(%)	氏名 (敬称略、五十音順)
第1区 (南相馬地区)	48名	48.0	本店営業部 26名 太田由美子①・大和田 亨①・片山 高明⑨・鎌田 淳一④・河田祥一郎①・斎藤 健一③・佐藤 篤行⑬・志賀 吉延⑦・庄司 岳洋④・鈴木 昌一⑨・関場 直隆①・相馬ガスホールディングス(株)①・高橋 隆助⑤・長澤 初男③・中島 照夫⑤・林 洋平①・前田 一男③・松本 亮真①・武者 浩幸⑤・森 大輔③・森岡 宏二①・諸井 道雄②・門馬 浩二⑦・横山真由美③・渡邊 隆光⑤・渡部 武裕②
			小高支店 10名 鎌田 淳一④・菅野 保夫⑤・佐々木貞雄③・佐藤大二郎①・志賀 貴幸②・林 靖③・松井 幸一④・三上 隆②・村上 輝実①・横川 徳明⑩
			東支店 9名 井上 禄也①・遠藤 充洋③・鈴木 規義⑦・武田 重成①・但野 英治③・田原 義久⑤・(福)南相馬福祉会②・森 里枝③・門馬 喬③
			飯館支店 3名 齋藤 達夫②・濱田 光弘③・渡邊 守男③
第2区 (福島地区)	3名	3.0	浪江・大熊支店 3名 鈴木 充男④・戸川 聡③・林 富士雄③
第3区 (浪江地区)	10名	10.0	浪江支店 8名 朝田 英洋②・石田 慎一⑥・泉田 征慶⑥・叶 経道⑧・下河邊行高⑤・鈴木 仁根①・前司 昭一④・横山 佳弘⑦ 双葉支店 2名 伊藤 哲雄①・佐々木清一⑥
第4区 (いわき地区)	22名	22.0	富岡支店 6名 猪狩 昭彦③・坂本 邦仁⑨・鈴木 洋一③・西山由美子③・早川 恒久⑤・渡辺 史②
			広野支店 4名 猪狩 和見③・大和田幹雄②・根本 功②・吉田 稔③
			久之浜支店 2名 木村謙一郎③・白土 哲也⑦
			夜の森支店 3名 鹿島 栄子③・(福)福島県福祉事業協会④・山本 育男⑥
			大熊支店 1名 井上 文博⑩
第5区 (相馬地区)	17名	17.0	いわき支店 6名 岩本 哲児②・大越 俊正③・白岩不二男②・鈴木 健一②・(医)博文会①・半谷 正彦① 相馬支店 8名 伊藤 昇市①・大田 弘一①・(株)小野中村①・小泉 正人⑤・平間 武義⑦・プレスコ(株)①・鈴木 隼治②・若竹 信雄① 新地支店 4名 遠藤 満③・齋藤 利宏②・目黒 博樹③・目黒 雅夫③ 亘理支店 5名 門澤 俊夫②・齋藤 忠良⑦・高橋 良一②・日幸電機(株)②・安田 健①
合計	100名	100.0	

※丸数字は総代の就任回数です。

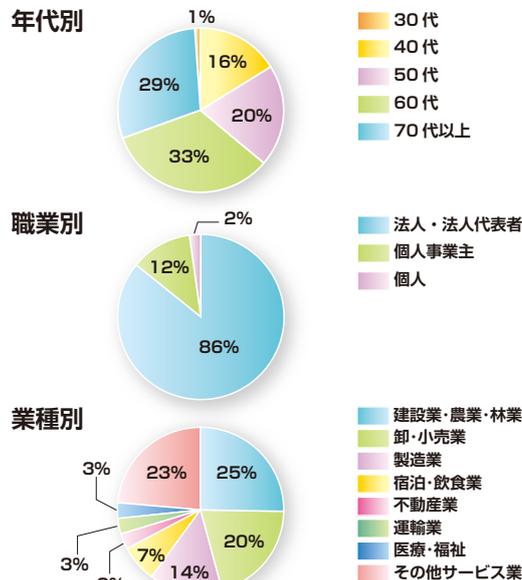
当金庫の地区を5区の選任区域に分け各選任区域ごとに総代の定数を定めております。

1. 総代候補者選考委員の選任 ① 総代会の決議により、選任区域ごとに会員の中から選考委員を委嘱
② 選考委員の氏名を店頭に掲示

2. 総代候補者の選考 ① 選考委員が総代候補者を選考
② 理事長に報告
③ 総代候補者の氏名を1週間以上店頭掲示
④ 上記提示について福島民報に公告 ※異議申出期間(公告後2週間以内)

3. 総代の選任
会員から異議がない場合、または選任区域の会員数の1/3未満の会員から異議の申出があった総代候補者
選任区域の会員数の1/3以上の会員から異議の申出があった総代候補者
該当総代候補者が選任区域の総代定数の1/2以上
該当総代候補者が選任区域の総代定数の1/2未満
(a・bいずれかを選択)
a 他の候補者を選考
b 欠員(選考を行わない)
理事長は総代に委嘱
総代の氏名を店頭に掲示

総代の年代別・職業別・業種別構成比



※年代別の構成比は法人を、業種別の構成比は個人を除きます。